

普及活動小委員会規則（内規）

（趣旨）

第1条 この規則は、法人運営基本規則に基づき、普及活動小委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

（任務）

第2条 本小委員会は、以下の各号に掲げる業務を担当する。

- (1) 日本地球惑星科学連合の普及活動全般に関する企画・判断・運用等を担当する。
- (2) 広報普及委員会が主催・共催するパブリックセッション（「地球・惑星科学トップセミナー」「高校生ポスター発表」等）や公開講演会の準備および実施を担う。
- (3) パブリックセッションについて、セッションの選出を担うとともに、実施を統括する。
- (4) 普及活動に関連した国際連携（含 NASA 対応）や社会連携を担う。
- (5) その他、広報普及委員会の要請に基づき、普及活動に関連する業務を担当する。

（構成）

第3条 本小委員会委員は広報普及委員会が選任する。

（委員の任期）

第4条 本小委員会委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

（委員長及び副委員長の任期）

第5条 本小委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。